

第 5 回自治基本条例検討懇話会での意見への対応方針について

1 第 3 章「行政運営の基本原則」と第 4 章「参画と協働」の順序について

【意見の内容】

- ・ 第4章を「参画と協働」に名前を変えるのであれば、この位置でよいのかどうか。むしろ、第2章（市民・議会・執行機関）に続く第3章として置く方が、他都市の事例と比べても一般的ではないか。
- ・ 第3章の「行政運営の基本原則」は、あくまでも市民に知識として知っていただくものとして後に回し、まず市民が参画していくということが一番メインになるのではないか。

【対応方針】

次の理由から、第 3 章と第 4 章の順序は変更しないこととする。

- ・ 地方自治の本旨については、一般的に「団体自治」と「住民自治」の関係で解釈されているが、まず、自律的な自治体運営を確保するため、自治のあり方を改めて規定する必要がある。そのため、行政運営としてどうあるべきかということを示し、第3章に「行政運営の基本原則」を置くこととする。
- ・ そのことを踏まえて、地方自治の本旨のもう一つの要素である住民自治を実現する手法として参画と協働が不可欠であるという整理を行い、「参画と協働」を第4章に置く。

2 議会基本条例に規定されている「市民」の定義について

【意見の内容】

- ・ 議会基本条例では、「市民」の定義が明確になっておらず、団体等は対象に入っていないように見受けられるが、議会基本条例で定めている「市民」の定義が、検討懇話会で検討している定義と違っているのであれば、あまり意味をなさないので、その辺りの内容を確認したい。

【対応方針】

- ・ 議会基本条例の制定に向けて実施したパブリック・コメント手続において、市議会の考え方として次のように回答しており、懇話会に示している「市民」の定義との間に齟齬は生じないと考える。

[パブリック・コメントの意見に対する回答]

議会基本条例においては、市内に住所を有する人だけでなく、市内に通勤・通学や事業活動を行う人など※市政との関わりが深い人も、広く「市民」と考えております。

※ 事業者や法人も含まれる。

3 市の範囲の整理について

【意見の内容】

- ・ 骨子（素案）の中で「市は～」というのが多く出てくるので、「市」の定義を規定した方が良いのではないか。

【対応方針】

- ・ 「市」についての考え方については、対象が明確になった際に解説で書き加えることとし、条例に定義を置かない。
- ・ 条文（骨子）中の「市」等の表現としては、次のとおり整理を行い、内容を精査した上で、置き換える。
 - i 「市長」 規定の主体が、市長に限定されるもの
 - ii 「市長等」 規定の主体が、執行機関※に限定されるもの
 - iii 「市」 規定の主体が、執行機関※だけでなく議会を含むもの

※ 「執行機関」については、ワーキンググループの検討において、市民向けの分かりやすい表現に変えてはどうかという意見があったため、「市長等」と改めることとする。これに伴い、「執行機関」の定義を次のように規定するとともに、「執行機関の責務」と「市長の責務」を「市長等の責務」としてまとめる。

〔事務局案〕 (資料1) 5ページ

- ② 市長等 市長その他の執行機関

なお、「その他執行機関」については解説書で説明を行う。

4 「国や地方との関係」「国際交流」を規定する章について

【意見の内容】

- ・ 第3章「行政運営の基本原則」に含めてもよいものかどうか。議会や市民にも関わる事項である。

【対応方針】

- ・ 第5章の章名を「雑則」から「国及び他の地方公共団体等との連携・協力」に改め、「国や地方との関係」、「国際交流」を規定する。
- ・ これに合わせ、新たに第6章「条例の運用や見直し」を設ける。

5 第4章の「情報共有等」を規定する場所について

【意見の内容】

- ・ 前回までの構成要素を検討する際には、住民自治の基本原則の中では、まず情報共有があり、それから参画と協働という順序であったが、今回の資料では情報共有が最後の部分にあり、情報を共有する意義というものが最後の方に位置づけられているのは何故か。

【対応方針】

- ・ 情報共有は、参画と協働を推進する前提となることから、第4章「参画と協働」において、「情報共有等」を「参画」と「協働」の前に位置付けることとする。

6 条例制定後の運用方法や見直しに関する規定について

【意見の内容】

- ・ 条例制定後の運用手法や見直しに関して具体的な規定を設けることを検討してもらいたい。
(自治基本条例施行後の有効性を確認するための機関の設置や定期的な見直しの規定など)

【対応方針】

- ・ 条例の見直しの必要性については、庁内の検討組織や条例の各項目で所管している審議会等で審議いただくこととし、そこでの審議の結果、条例の見直しが必要であるという決定がなされた場合、事務局が設置する条例見直しの要否を検討する組織（市長、市民団体代表で構成）に諮り、そこで再度見直しが必要と決定された場合に、市民等を含めた検討組織を設置し、条例の見直しについて審議を行うという規定に改める。

〔事務局案〕 (資料1) 25ページ)

- ① 市長は、市民意見や社会情勢の変化等を考慮し、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること
- ② 市長は、必要な措置を講ずるに当たっては、市民等を含めた検討組織を設け、その意見を聴くこと

7 市民向けの解説書の作成について

【意見の内容】

- ・ 市民が自治基本条例を理解しやすいように解説書を作成してもらいたい。

【対応方針】

- ・ 懇話会で指摘された事項を踏まえながら、24年度中に作成する。